

生食輸発1109第1号  
平成28年11月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「輸入鯨肉の取扱いについて」の一部改正について

今般、「輸入鯨肉の取扱いについて」(平成26年9月2日食安輸発0902第1号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

○「輸入鯨肉の取扱いについて」（平成26年9月2日食安輸発0902第1号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">食安輸発0902第1号 平成26年9月2日 <u>（最終改正：平成28年11月9日）</u></p> <p>各検査所長 殿</p> <p style="text-align: center;">医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">輸入鯨肉の取扱いについて</p> <p>（略）</p> <p>1. 輸入届出は個体毎とし、部位（筋肉、<u>畝須</u>、皮、舌、尾羽、かぶら骨、<u>肝臓</u>、<u>腎臓</u>、<u>心臓</u>等）別に欄部により届出するよう指導すること。</p> <p>2. 全個体について、水銀、PCB、アルドリン及びディルドリン（総和として。）並びにクロルデン（cis-クロルデン、trans-クロルデン及び代謝物のオキソクロルデンの和）に係る検査を、次の優先順位に従い、いずれかの部位について実施するよう指導すること。 なお、輸入者よりあらかじめ検査該当部位の自主検査結果が提出された場合は、検査の指導は不要とすること。 （優先順位） 水銀： ①<u>肝臓</u> ②腎臓 ③筋肉又は心臓 ④舌 ⑤畝須 ⑥皮又は尾羽 ⑦かぶら骨 PCB： ①皮又は尾羽 ②畝須 ③舌 ④筋肉、<u>肝臓</u>、<u>腎臓</u>又は心臓 ⑤かぶら骨 アルドリン及びディルドリン、クロルデン： ①皮又は尾羽 ②畝須 ③舌 ④筋肉、<u>肝臓</u>、<u>腎臓</u>又は心臓 ⑤かぶら骨</p> <p>3. （略）</p>	<p style="text-align: center;">食安輸発0902第1号 平成26年9月2日</p> <p>各検査所長 殿</p> <p style="text-align: center;">医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">輸入鯨肉の取扱いについて</p> <p>（略）</p> <p>1. 輸入届出は個体毎とし、部位（筋肉、畝須、皮、舌、尾羽、かぶら骨等）別に欄部により届出するよう指導すること。</p> <p>2. 全個体について、水銀、PCB、アルドリン及びディルドリン（総和として。）並びにクロルデン（cis-クロルデン、trans-クロルデン及び代謝物のオキソクロルデンの和）に係る検査を、次の優先順位に従い、いずれかの部位について実施するよう指導すること。 なお、輸入者よりあらかじめ検査該当部位の自主検査結果が提出された場合は、検査の指導は不要とすること。 （優先順位） 水銀：①筋肉 ②舌 ③畝須 ④皮（*尾羽） ⑤かぶら骨 PCB：①皮（*尾羽） ②畝須 ③舌 ④筋肉 ⑤かぶら骨 アルドリン及びディルドリン、クロルデン：①皮（*尾羽） ②畝須 ③舌 ④筋肉 ⑤かぶら骨 *尾羽については皮の検査結果をもって判断する。皮の輸入がない個体については尾羽において検査を実施する。</p> <p>3. （略）</p>

食安輸発0902第1号  
平成26年9月2日  
(最終改正：平成28年11月9日)

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 輸入鯨肉の取扱いについて

標記については、平成23年5月11日付け食安輸発0511第1号にて通知しているところですが、輸入時のモニタリング検査の結果、基準値を超えるディルドリン及びクロルデンが検出されていること、また、過去の検査実績を踏まえ、今後は下記のとおり取り扱うこととするので対応方よろしくお願ひします。

なお、平成23年5月11日付け食安輸発0511第1号通知は、当該通知をもって廃止します。

### 記

1. 輸入届出は個体毎とし、部位（筋肉、畝須、皮、舌、尾羽、かぶら骨、肝臓、腎臓、心臓等）別に欄部により届出するよう指導すること。
2. 全個体について、水銀、PCB、アルドリン及びディルドリン（総和として。）並びにクロルデン（cis-クロルデン、trans-クロルデン及び代謝物のオキシクロルデンの和）に係る検査を、次の優先順位に従い、いずれかの部位について実施するよう指導すること。  
なお、輸入者よりあらかじめ検査該当部位の自主検査結果が提出された場合は、検査の指導は不要とすること。  
(優先順位)  
水銀：  
①肝臓 ②腎臓 ③筋肉又は心臓 ④舌 ⑤畝須 ⑥皮又は尾羽 ⑦かぶら骨  
PCB：  
①皮又は尾羽 ②畝須 ③舌 ④筋肉、肝臓、腎臓又は心臓 ⑤かぶら骨  
アルドリン及びディルドリン、クロルデン：  
①皮又は尾羽 ②畝須 ③舌 ④筋肉、肝臓、腎臓又は心臓 ⑤かぶら骨
3. 本日以降日本に到着する輸入鯨肉について、該当年度の輸入食品等モニタリング計画に基づき、残留農薬項目の検査を実施すること。